

財団法人 道路新産業開発機構

役員退職金支給規程

制 定 昭和59年8月6日

最終改正 平成16年7月16日

(総 則)

第 1 条 財団法人道路新産業開発機構の役員に対する退職金の支給については、この規程の定めるところによる。

(退職金の支給対象)

第 2 条 退職金は、役員が退職し又は解任されたときはその者に、役員が死亡したときはその遺族に支給する。

(退職金の額)

第 3 条 退職金の額は、在職 1 月につき、役員が退職し、解任され、又は死亡した日におけるその者の本給月額に 100 分の 12.5 を乗じて得た額とする。

(在職期間の計算)

第 4 条 在職期間の月数の計算については、役員に任命された日から起算して歴に従って計算するものとし、1 ヶ月に満たない端数が生じたときは、1 ヶ月とする。

(再任等の場合の取扱い)

第 5 条 役員が、任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職金の支給については、引き続いて在職したものとみなす。

2 役員が、任期満了の日以前又は任期満了の日の翌日において役職を異にする役員に任命されたときは、その者の退職金の支給については、その役職を異にする役員となった日の前日に退職したものとみなす。

(遺族の範囲及び順位)

第 6 条 第 2 条に規程する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 配偶者（婚姻の届出をしないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事実にあった者を含む。）
 - 二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者。
 - 三 前号に掲げるもののほか、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族。
 - 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第 2 号に該当しない者。
- 2 前項各号に掲げる者が退職金の支給を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第 2 号及び第 4 号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母にあつては養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。
 - 3 退職金の支給について同順位の遺族が 2 人以上あるときは、その人数により、等分して支給する。

（退職金の支給）

- 第 7 条 退職金は、法令に基づきその役員の退職金から控除すべきものの金額を控除し、その残額を直接通貨で支払うものとする。
- 2 退職金は、予算その他の特別の事情がある場合を除き、支給事由の発生した日から 1 月以内に支給する。

（端数の処理）

- 第 8 条 この規程の定めるところによる退職金の計算において生じた円未満の端数の処理については、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和 25 年法律第 61 号）の定めるところに準じて行う。

(実施細則)

第9条 退職金の支給手続その他この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は平成16年8月1日から適用する。